

目黒中央中学校統合までの取組み経過について

- 平成 7年 7月 「地域における区立学校のあり方に関する検討委員会」へ諮問
 平成 8年10月 「地域における区立学校のあり方について」答申
 ⇒ 区立中学校などの適正規模に関する検討組織設置の必要性が提言される。
- 平成12年 6月 「区立中学校適正規模等検討委員会」へ諮問
 平成13年 5月 「適正規模・適正配置・通学区域について」の中間報告
- 平成13年12月 「目黒区立中学校の適正規模・適正配置及び通学区域制度について」答申
 ⇒ 統合によって学校規模の適正化を図っていく考え方が示され、早急な対応を要する中学校として第二中・第六中が挙げられる。
- 平成15年 2月 「めぐろ学校教育プラン」策定
 ⇒ 区立中学校の学校規模は11学級以上を望ましいものとし、その実現を図っていく旨を公表する。
- 平成15年 6月 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して(案)」策定
- 平成15年 9月 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」策定
 ⇒ 第二中・第五中・第六中の3校統合など、全体方針及び優先して行う統合の具体策を決定する。(資料1-1①)
- 平成15年10月 統合新校設置推進協議会を設置
 ⇒ 新校の基本的事項について協議を行う(16年3月まで8回開催)。
- 平成16年 1月 統合新校整備方針(案)の一部決定
 ⇒ 新校設置の時期及び場所を先行決定
- 平成16年 3月 統合新校設置推進協議会から教育長へ「統合新校の基本的事項に関する協議結果について」が報告される。
- 平成16年 4月 統合新校整備方針(案)策定
- 平成16年 5月 統合新校開設準備委員会を設置(組織図 資料1-1②)
 ⇒ 新校の基本的事項について協議を行う(18年3月まで17回開催)。
- 平成16年 6月 統合新校整備方針策定
 ⇒ 新校の目指す方向、基本的事項などを決定する。(資料1-1③)
- 平成16年10月 教育委員会において学校名(案)を「目黒中央中学校」とする(7月～9月に学校名を公募後、統合新校校名選定委員会において4つの学校名候補を選定して教育長へ報告)。

平成16年11月 区議会で「目黒区立学校設置条例の一部を改正する条例」を可決
⇒ 12月1日公布
平成16年12月 目黒中央中学校 教育計画・施設計画骨子作成 (資料1-1④)

平成17年度 目黒中央中学校の教育計画及び新校舎の基本構想・基本設計・実施設計
をとりまとめ
統合新校（目黒中央中学校）開設準備委員会で校章・校旗・校歌・標準
服などを決定

平成18年 3月 第二中学校・第五中学校・第六中学校 閉校

平成18年 4月 目黒中央中学校 開校（第六中学校跡地）

平成20年 4月 目黒中央中学校 移転（第五中学校跡地に新校舎整備）

望ましい規模の区立中学校の実現を目指して

ー全体方針 及び 優先して行う統合の具体策ー

平成 15 年 9 月

目黒区教育委員会

この「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」は、本年6月に公表した(案)を基に、区民の皆様からいただいたご意見やご要望を踏まえて策定したものです。

今後、全体方針及び優先して行う統合の具体策に基づき、魅力と活力にあふれ、信頼される新しい中学校づくりへの取り組みの中で、第二中学校・第五中学校・第六中学校の3校統合を優先して進めてまいります。

〈目 次〉

はじめに1
第1 望ましい規模の区立中学校の実現に向けた全体方針2
1 望ましい学校規模について2
(1) 望ましい学校規模の考え方2
(2) 望ましい学校規模と想定学校数3
2 望ましい学校規模の実現方法について3
3 統合の実施について3
(1) 優先して行う統合3
(2) その他の統合3
4 統合によって新設する中学校について4
(1) 新設中学校の学校づくりの進め方4
(2) 新設中学校の学校像4
(3) 新設中学校の位置4
(4) 新設中学校の通学区域4
(5) 新設中学校の校地4
(6) 新設中学校の校舎4
(7) 新設中学校の校名5
第2 優先して行う統合の具体策6
1 具体的な統合策6
2 新設中学校の目指すもの6
3 新設中学校の実現に向けたスケジュール6
(表) 今後のスケジュール7
4 移行期間中の留意事項8

〈別紙〉

3校統合の考え方について

はじめに

平成15年2月、教育委員会では、次代を担う子どもたちが確かな学力を身につけ、心豊かに、健やかに成長することを願い、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指して、「めぐろ学校教育プラン」を策定しました。

この学校教育プランは、13年末に区立中学校適正規模等検討委員会から中学校の適正規模・適正配置や学校選択制などへの新たな対応を求める答申があり、14年度には完全学校週5日制のもとで新学習指導要領が本格実施される中で、区の基本計画や教育委員会の教育目標等に立脚して、おおむね14年度から17年度までの中期の学校教育施策を取りまとめて公表したものです。

その中で、学校の活力を生み出す条件と仕組みの整備という観点から、前述の答申を踏まえて、区立中学校の学校規模については11学級以上を望ましいものとし、その実現を図っていく旨を明らかにしました。

この背景には、区立中学校の生徒数の減少による学校の小規模化の進行という状況があります。本区の区立中学校の生徒数は、昭和37年度に14,356人のピークを迎え、42年度以降はおおむね7千人台を維持してきました。しかし、60年度に7,828人を数えた後、再び減少を始め、平成15年5月1日現在では2,923人となっています。このような生徒数の大幅な減少は、学校の小規模化を招き、本年度は12校中5校が6学級以下、うち1校では全学年が単学級となっています。

こういった学校の小規模化によって、活力ある学習活動の展開に制約が生じたり、集団の中で豊かな人間関係を十分にはぐくむことができなくなったり、充実した学習・指導体制を整えることが難しくなるといったいくつかの問題点が指摘されています。

そこで、教育委員会では、区立中学校を取り巻く現状を踏まえて、本年6月に「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して(案)」を公表し、その後の説明会などを通じて区民の皆様のお声をお聴きし、いただいたご意見やご要望について検討させていただきました。その結果を踏まえ、(案)に必要な修正を施し、ここに望ましい規模の区立中学校の実現に向けた全体方針と、優先して行う統合の具体策を確定いたします。

今後、この全体方針と具体策に基づいて、魅力と活力にあふれ、生徒・保護者・地域の皆様に信頼される新しい中学校づくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成15年9月30日

目黒区教育委員会

第1 望ましい規模の区立中学校の実現に向けた全体方針

この全体方針は、望ましい規模の区立中学校の実現を図っていくにあたっての、基本的な考え方を示すものです。

1 望ましい学校規模について

(1) 望ましい学校規模の考え方

区立中学校については、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える学校規模が望ましいと考えます。

大人への過渡期にある中学生にあつては、他の生徒や教員との豊かで多様な人間関係の中で、自分の考えを見直したり深めたりしながら、他人を思いやる心や自己の考えを実現できる能力をはぐくみ、「生きる力」を身につけていくことが大切です。

その中学生にとっての主要な学習・生活の場である中学校では、生徒の個性・能力に応じた多様な授業展開によって、確かな学力を修得できるように導くとともに、多彩な学校行事や部活動などを通じて、さまざまな人や物や事とかわる機会を提供することが求められます。区立中学校が、今後もこのような役割を十分に果たしていくためには、各校が一定以上の生徒数・教員数を確保できるだけの学校規模を維持していく必要があります。

学校規模が小さい場合、濃密な人間関係が期待できるという面はあるものの、多様な人間関係は、つくりづらくなります。特に、小規模化が著しく進行して単学級の学年が生じた場合などは、クラス替えを行うこともできず、人間関係や学級経営が行き詰った場合に、指導面や運営面の努力・工夫だけで対応していくのは困難です。また、現行の仕組みでは、学級数に応じて教員数が決まるため、例えば1校で6学級の場合、各教科の担当教員は1名にとどまり、生徒と教員が多様なかわりを持つことや、選択教科や部活動の選択肢を増やすことが難しくなります。

1校について11学級という規模は、1学年につき3学級（生徒数81人～120人）ないし4学級（生徒数121人～160人）になり（学級編制は都の学級編制基準による）、生徒数は学校全体で最低でも300人を超えるものになります。また、教員数についても5教科（国語・社会・数学・理科・英語）で複数の担当教員を配置することができる規模です。このことは、多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価などを可能にするほか、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果ももたらします。

従って、11学級以上という学校規模は、活力ある学習活動を展開し、集団の中で豊かな人間関係をはぐくみ、充実した学習・指導体制を整えるために欠かせないだけの生徒数と教員数を確保できる望ましい学校規模であると考えます。

なお、望ましい学校規模の実現を図るにあたっては、学校規模の上限を18学級として、それを超える大規模校が生まれることは避けるよう留意します。

(2) 望ましい学校規模と想定学校数

望ましい学校規模の考え方に基づいて、区立中学校の学校数を想定すると、7校程度になります。

現在の区立中学校12校を見ると、望ましい学校規模を満たしているのは、第十中学校・東山中学校の2校で、他の学校はいずれも満たしていません。

第十中学校・東山中学校については今後とも現在の学校規模を維持できると見込まれることから、第一中学校については地区の状況から、当面存続することになりますが、東部・中央地区の5校は2校程度に、南部・西部地区の4校も2校程度になると考えられます。

学校数を想定するにあたっては、区立学校が、生徒の通学距離に配慮し、地域性を踏まえた学校運営を推進していくという役割を持つことから、北部・東部・中央・南部・西部の各地区に少なくとも1校は配置することを基本とします。

また、望ましい学校規模の中学校を実現していくには、今後、相当な長期間が必要であり、その間の生徒数の変動や、学校教育に関する諸制度の改革の進展の度合いなど予測し難い要素もあることから、現時点における想定学校数は変動する可能性があります。

2 望ましい学校規模の実現方法について

区立中学校の望ましい学校規模の実現は、隣接する学校を対象として、統合することによって進めていきます。

統合は、対象校を廃止して1校を新設する方式で進めます。

3 統合の実施について

(1) 優先して行う統合

早急な対応を要する、全学年が単学級である第二中学校と、都市計画道路（補助26号線）の整備未着手の区間が校地にかかるために改築検討対象校となっている第六中学校に関する東部・中央地区における統合を優先して実施します。

(2) その他の統合

その他の統合については、第二中学校と第六中学校に関する統合の実施後、校舎の大規模改修・改築時に合わせて順次検討し、実現していくものとします。

4 統合によって新設する中学校について

(1) 新設中学校の学校づくりの進め方

新設中学校の学校づくりを進めるにあたっては、対象校の学校関係者、保護者、地域のかたがた等による協議組織を設置して、開校に向けて必要な基本的事項について協議をしていきます。

(2) 新設中学校の学校像

新設中学校は、望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指します。

その基本となるのは、次のような学校像です。

- 生徒の誰もが楽しく学び、一人ひとりの生徒に応じた多様な授業展開によって、確かな学力と生きる力をはぐくむことができる魅力ある学校
- 生徒たちと教職員が、豊かな人間関係の中で、ともに生き生きと活動できる活力にあふれる学校
- 地域に開かれ、家庭や地域との多岐にわたる連携・協力を推進し、生徒・保護者・地域から信頼される学校

(3) 新設中学校の位置

新設中学校の位置は、統合する学校間の規模の大小ではなく、統合後の学区域における合理的位置や校地・校舎等の条件を勘案して決定します。

(4) 新設中学校の通学区域

新設中学校の通学区域は、原則として、統合する各校の通学区域を合わせたものとなりますが、学校・保護者・地域のかたがたの意向を十分に考慮し、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行うものとします。

(5) 新設中学校の校地

新設中学校の校地は、原則として、既存の中学校の校地を活用していくこととします。

新設中学校の運動場面積が、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第15号）の規定に満たない状況が生じないよう努め、校舎の高層化、隣接地の取得、廃止した学校の運動場の利用等について、必要に応じて検討していくものとします。

(6) 新設中学校の校舎

新設中学校の校舎は、新しい時代の多様な学習形態に対応できる学習環境づくりを基本に、整備を図っていきます。

(7) 新設中学校の校名

新設中学校の校名は、新たに定めることとします。

第2 優先して行う統合の具体策

この具体策は、全体方針に基づいて優先して行う統合の内容を示すものです。

1 具体的な統合策

早急な対応を要する第二中学校と第六中学校に関する統合については、第二中学校・第五中学校・第六中学校の3校統合によるものとし、他の統合に優先して実施することとします（別紙「3校統合の考え方について」参照）。

第二中学校・第五中学校・第六中学校の3校統合によって、12学級で、生徒数407人（平成15年度東京都教育人口推計による20年度の推計値）の学校規模の中学校を実現します。

2 新設中学校の目指すもの

新設中学校の学校づくりは、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指すことを基本に、第二中学校・第五中学校・第六中学校の3校の伝統や校風、地域特性などを踏まえながら、学校関係者、保護者、地域のかたがた等による協議を通じて進めていきます。

その際、次のような視点から、望ましい学校規模を生かした新しい学校の姿を築くようにします。

- 基礎・基本の充実と特色ある教育課程の編成
- 多様な選択教科の設定と部活動の拡充
- 豊かな情操の涵養と切磋琢磨する人間関係の醸成
- 個性に応じたスポーツ活動の奨励と健康的な生活習慣の確立に向けた指導
- 家庭・地域との連携・協力と開かれた学校施設の活用

3 新設中学校の実現に向けたスケジュール

第二中学校・第五中学校・第六中学校の3校統合は、平成20年4月に新設中学校での授業を開始することを目標に進めます。

今後のスケジュールについては、次ページからの表のとおりです。

【今後のスケジュール】

平成15年度	
協議組織等の設置と課題の協議・検討	<p>○ 10月中を目途に、新設中学校の開校に向けた協議組織（構成員は学校関係者、保護者、地域のかたがた等）を設けるとともに、3校の合同準備組織（構成員は3校の教員等）を置き、新設中学校の開校に向けて、必要な事項の協議・検討を開始します。</p> <p>* 協議組織における主な協議予定項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設中学校の位置、通学区域、移行期間中の基本的対応策等 ・ 校名・校章・校歌についての課題整理等 <p>⇒ 12月中を目途に、新設中学校の位置について、他の項目に先立って協議をします。以降、16年度のはじめにかけて、通学区域、移行期間中の基本的対応策等について、順次、協議をしていきます。</p> <p>* 3校の合同準備組織における主な検討予定項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行期間中の実務的対応策等 ・ 教育目標・教育課程・学校組織についての課題整理等
平成16年度～17年度	
整備方針(案)の公表と整備方針の確定	<p>○ 16年度の早い時期に、協議組織等による協議・検討結果に基づいて、整備方針(案)をまとめ、公表し、区民の皆さんのご意見をお聴きします。いただいたご意見を集約後、整備方針を確定します。</p>
校舎建築の基本構想等の策定	<p>○ 整備方針に基づき、新設中学校の校舎の建築に向けて、基本構想・基本設計・実施設計を順次策定します。策定に要する期間として、おおむね1年半から2年間を予定しています。</p>
平成18年度～19年度	
校舎建築工事の実施	<p>○ 校舎の建築工事を、基本構想・基本設計・実施設計に基づいて実施します。着工から完成までに要する期間として、おおむね2年間を予定しています。</p>
開校に向けた準備の実施	<p>○ 協議組織・学校・教育委員会が連携・協力して開校に向けた準備を引き続き進めていきます。</p>

平成20年度	
新設中学校の開校	○ 20年4月に、新設中学校での授業を開始することを目標としています。

4 移行期間中の留意事項

移行期間中（平成19年度まで）も、第二中学校・第五中学校・第六中学校の生徒の皆さんが、安心して実りある学校生活を送れるよう、配慮をしていきます。

移行期間中については、生徒数・学級数の減少が生じても各校を存続させることを基本とし、学習・生活環境の維持向上に引き続き努めていきます。学級数の減少があった場合でも十分な教員配置がなされるよう、関係機関への働きかけや区独自の対応を図っていきます。

統合を円滑に実施するという観点からは、学校行事の合同開催や部活動の合同実施のほか、特定科目についての教員の相互派遣や合同授業の実施なども考えられます。

また、生徒の皆さんに移行期間を不安なく過ごしてもらうためのスクールカウンセラーの十分な配置など、さまざまな対応をしていきたいと考えています。

3校統合の考え方について

1 答申が提示した二つの案

区立中学校適正規模等検討委員会の答申では、早急な対応を要する第二中学校と第六中学校に関する東部・中央地区における統合について、5校（第二・第三・第四・第五・第六中学校）を2校にするための中学校の組み合わせとして、二つの案を提示しています。

この二つの案について、生徒数・学級数をシミュレーションすると、下表のとおりとなります（平成20年度の推計値は、15年度東京都教育人口推計による）。

案	中学校の組み合わせ	平成15年度／実数値 生徒数(学級数)	平成20年度／推計値 生徒数(学級数)
1	二中+三中+四中	529人(15学級)	562人(16学級)
	五中+六中	369人(11学級)	321人(9学級)
2	二中+五中+六中	464人(13学級)	407人(12学級)
	三中+四中	434人(12学級)	476人(13学級)

2 5校の現況

二つの案の中で統合対象校として挙げられている5校について、各校を学校規模の面から見ると、次のとおりです（生徒数・学級数は平成15年5月1日現在。住民基本台帳上の数値は平成15年4月1日現在。推計値は15年度東京都教育人口推計による）。

(1) 第二中学校

第二中学校は、生徒数95人で3学級（全学年が単学級）です。

答申時（平成13年度）には既に単学級の学年が生じており、区内で最小規模の中学校として、早急な対応を求められています。

第二中学校の学区域は、中目黒小学校の学区域と重なり合っており、1中学校について1小学校という学区域構成になっていることから、生徒間の人間関係の多様性を図ることが難しい状況にあります。また、住民基本台帳上の0歳～14歳の人数、及び今後の入学対象者数が、区内で最も少ない学区域です。

(2) 第三中学校

第三中学校は、生徒数163人で6学級、ほかに知的障害学級（生徒数18人で3学級）が置かれています。

平成20年度までの普通学級の生徒数・学級数の推計値では、基本的には学年2学級規模が続くと見込まれます。

(3) 第四中学校

第四中学校は、生徒数271人で9学級、ほかに肢体不自由学級（生徒数7人で1学級）が置かれています。

住民基本台帳上の人数に照らした在籍率は、区の平均を上回って推移しています。平成20年度までの普通学級の生徒数・学級数の推計値では、各学年3学級規模を維持すると見込まれます。

(4) 第五中学校

第五中学校は、生徒数165人で6学級です。

住民基本台帳上の0歳～14歳的人数、及び今後の入学対象者数が、第二中学校に次いで少ない学区域です。

(5) 第六中学校

第六中学校は、生徒数204人で7学級、ほかに情緒障害学級（生徒数7人で1学級）が置かれています。

都市計画道路（補助26号線）の整備未着手の区間が校地にかかるため、改築検討対象校となっており、早急な対応が必要となっています。

住民基本台帳上の0歳～14歳的人数は、第十中学校、東山中学校に次いで多い学区域ですが、第八中学校との調整区域もあって、在籍率は50%に達しない状態が続いています。平成20年度までの生徒数・学級数の推計値では、16年度から各学年2学級規模になると見込まれます。

3 二つの案の比較結果

望ましい学校規模の観点から二つの案を比較すると、次のとおりとなります。

まず、案1の第二中学校・第三中学校・第四中学校の統合では、優に15学級を維持できる学校規模を実現することができます。しかし、第五中学校・第六中学校の統合では、各学年3学級規模にとどまる見込みです。

一方、案2の第二中学校・第五中学校・第六中学校の統合、第三中学校・第四中学校の統合では、ともに12学級以上の規模の学校が実現します。さらに、案2は、早急な対応を要する第二中学校・第六中学校の問題とともに、第二中学校に次いで学区域内の今後の入学対象者数が少ない第五中学校の問題も、同時かつ速やかに解決できるものとなっています。

よって、二つの案の比較の結果、早急な対応を要する第二中学校と第六中学校に関する統合については、第二中学校・第五中学校・第六中学校の3校統合によって進めることが妥当であると考えます。

◆お問い合わせ先◆

目黒区教育委員会事務局 学校適正配置担当

TEL. 3715-1111 (内線3560)

FAX. 5722-9333

<http://www.gakumu01@city.meguro.tokyo.jp>

目黒中央中学校開設準備委員会

【委員長：目黒中央中学校開設準備担当校長／事務局：学校統合推進課】

委員 28 人＝学校長（目黒中央中学校開設準備担当・第二中・第五中・第六中・中目黒小・上目黒小・油面小・五本木小・鷹番小）、PTA 会長（第二中・第五中・第六中・中目黒小・上目黒小・油面小・五本木小・鷹番小）、住区住民会議代表者（中目黒・上目黒・油面・五本木・鷹番）、教育委員会事務局（企画調整課長・学校施設計画課長・学校統合推進課長・学務課長・指導課長・学校教育プラン専門調査員）

教育計画部会

【部会長：指導課長／事務局：指導課】

委員 9 人＝学校長（目黒中央中学校開設準備担当・第二中・第五中・第六中）、教育委員会事務局（学校統合推進課長・指導課長・統括指導主事・指導主事・学校教育プラン専門調査員）

教育課程等準備委員会

【委員長：目黒中央中学校開設準備担当校長／事務局：指導課】

委員 9 人＝学校長（目黒中央中学校開設準備担当）、副校長（第二中・第五中・第六中）、教務主任（第二中・第五中・第六中）、教育委員会事務局（指導課長・指導主事）

分科会

構成員＝副校長（第二中・第五中・第六中）、一般教員（第二中・第五中・第六中）、教育委員会事務局（指導主事・調査研究員）

施設計画部会

【部会長：学校施設計画課長／事務局：学校施設計画課】

委員 10 人＝学校長（目黒中央中学校開設準備担当・第二中・第五中・第六中）、学識経験者（首都大学東京大学院教授・教育相談専門調査員）、区（施設課長）、教育委員会事務局（学校施設計画課長・学校統合推進課長・指導課長）

校章・校旗検討部会

【部会長：第二中学校長／事務局：学校統合推進課】

委員 8 人＝学校長（第二中）、教員（第二中・第五中・第六中）、PTA（第二中・第五中・第六中）、教育委員会事務局（指導主事）

校歌検討部会

【部会長：第五中学校長／事務局：学校統合推進課】

委員 8 人＝学校長（第五中）、教員（第二中・第五中・第六中）、PTA（第二中・第五中・第六中）、教育委員会事務局（指導主事）

標準服検討部会

【部会長：第六中学校長／事務局：学校統合推進課】

委員 8 人＝学校長（第六中）、教員（第二中・第五中・第六中）、PTA（第二中・第五中・第六中）、教育委員会事務局（指導主事）

統合新校（第二・第五・第六中学校の統合による新中学校）

整備方針

平成16年6月

目黒区教育委員会

統合新校（第二・第五・第六中学校の統合による新中学校）整備方針は、本年4月に公表した(案)を基に、区民の皆様からいただいたご意見等を踏まえて策定したものです。

今後、この整備方針に基づき、平成18年4月の統合新校の開校と、平成20年4月の新校舎での授業開始に向けて、学校、保護者、地域及び教育委員会が連携して準備を進めてまいります。

〈目 次〉

統合新校の設置に向けて	……1
1 統合新校の目指すもの	……2
(1) 統合新校の姿	……2
(2) 基本的な学校像	……2
(3) 学校づくりの視点	……2
2 統合新校の基本的事項	……3
(1) 設置時期	……3
(2) 設置場所	……3
(3) 通学区域	……3
(4) 校名	……4
(5) 校章・校旗など	……4
(6) 3校の歴史的な資料の保存	……4
3 統合の推進体制と今後のスケジュール	……5
(1) 統合の推進体制	……5
(2) 今後のスケジュール	……5
4 統合に伴う諸課題への対応	……8
(1) 基本的な考え方	……8
(2) 具体的な対応	……8

統合新校の設置に向けて

教育委員会では、次代を担う子どもたちが確かな学力を身につけ、心豊かに、健やかに成長することを願い、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指して、「めぐろ学校教育プラン」（平成15年2月策定、16年3月改定）に基づき、さまざまな教育施策を展開しています。

この取り組みの中で、学校の活力を生み出す条件と仕組みの整備という観点から、区立中学校の学校規模については11学級以上を望ましいものとし、その実現を図っていくために、平成15年9月に「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」を策定しました。これは、全体方針及び優先して行う統合の具体策から成っており、その中で第二中学校、第五中学校及び第六中学校の3校統合を進めていくことを明らかにしました。

この具体策を受けて、3校統合による新中学校を形づくっていくために、同年10月に統合新校設置推進協議会を設け、新中学校の基本的事項について協議を開始しました。協議会には、3校の通学区域内の学校・保護者・地域のかたがたが参加され、教育委員会事務局職員も加わり、56人の委員が半年間にわたって論議を重ねました。

教育委員会では、本年3月をもってまとめられた協議会における協議結果を踏まえて、4月に統合新校整備方針(案)を公表し、その後の説明会などを通じて、関係小・中学校の保護者をはじめとする区民の皆さんの声をお聴きしました。そのうえで、(案)に必要な修正を施し、ここに統合新校整備方針を確定いたします。

今後、この整備方針に基づき、平成18年4月の新校の開校と20年4月の新校舎での授業開始に向けて、新校で展開する教育の枠組みを定めるとともに、新校舎の基本構想・基本設計・実施設計の策定に順次取り組んでまいります。引き続き、学校・保護者・地域との連携を十分に図りながら、3校統合の円滑な実現を目指して努力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成16年6月8日

目黒区教育委員会

1 統合新校の目指すもの * * * * *

(1) 統合新校の姿

第二・第五・第六中学校の統合による新中学校は、学級数で12学級以上、生徒数で400人を超える学校規模です。このような学校規模を生かして、充実した学習・指導体制を整え、活力ある学習活動を展開し、集団の中で豊かな人間関係をはぐくんでいきます。

学校づくりにあたっては、連携型の中高一貫教育校(※)とすることを視野に入れて検討するなど、「めぐろ学校教育プラン」に掲げるさまざまな施策を推進する方向で取り組みます。

また、施設面の整備については、新しい時代の多様な形態の学習活動の展開に対応できる学習環境づくりを基本に進めていきます。

(※) 連携型の中高一貫教育校とは、都内の公立中学校と都立高校が、生徒間や教職員間の交流はもとより、中高の教育の一貫性と継続性に配慮して教育課程を編成し、教育課程上の連携を行うものです。また、連携型の都立高校は、連携する中学校の卒業生について、中学校長からの推薦に基づく入学者選抜を行うこととしています。

(2) 基本的な学校像

統合によって新設する中学校は、望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指します。基本的な学校像は、次のとおりです。

- 生徒の誰もが楽しく学び、一人ひとりの生徒に応じた多様な授業展開によって、確かな学力と生きる力をはぐくむことができる魅力ある学校
- 生徒たちと教職員が、豊かな人間関係の中で、ともに生き生きと活動できる活力にあふれる学校
- 地域に開かれ、家庭や地域との多岐にわたる連携・協力を推進し、生徒・保護者・地域から信頼される学校

(3) 学校づくりの視点

この基本的な学校像を基に、統合新校にあっては、3校の伝統や校風などを踏まえながら、次のような視点から新しい学校の姿を築いていきます。

- 基礎・基本の充実と特色ある教育課程の編成
- 多様な選択教科の設定と部活動の拡充
- 豊かな情操の涵養と切磋琢磨する人間関係の醸成
- 個性に応じたスポーツ活動の奨励と健康的な生活習慣の確立に向けた指導
- 家庭・地域との連携・協力と開かれた学校施設の活用

2 統合新校の基本的事項 * * * * *

(1) 設置時期

平成18年4月1日に、統合新校(第二・第五・第六中学校の統合による新中学校)を開校します。

統合新校の学校づくりを円滑に進めるために早期に3校の一体感を醸成し、3校間の対等性を確保しつつ、各校の長期にわたる小規模化の進行を避けるという観点から、平成18年4月1日に3校同時統合を実施します。

なお、第二・第五・第六中学校の3校は、平成18年3月31日に閉校します。

(2) 設置場所

統合新校は、平成18年4月1日に現在の第六中学校の場所(目黒区中央町二丁目32番5号)に設置し、平成20年4月に現在の第五中学校の場所(目黒区中町二丁目37番38号)に移転します。

(3) 通学区域

統合新校の通学区域は、現在の第二中学校、第五中学校及び第六中学校の3校の通学区域を合わせた区域とします。

統合新校の通学区域には、中目黒小学校、上目黒小学校、油面小学校(一部)、五本木小学校及び鷹番小学校の通学区域が含まれます。

統合新校の通学区域内の町丁名は、次のとおりです。

- * 上目黒一丁目(2番～5番・23番～26番)、上目黒二丁目(1番～45番)、上目黒三丁目(4番～5番)、上目黒四丁目
- * 中目黒一丁目、中目黒二丁目、中目黒三丁目、中目黒四丁目(1番～6番・11番～16番)、中目黒五丁目
- * 中町二丁目
- * 五本木一丁目、五本木二丁目、五本木三丁目
- * 祐天寺一丁目、祐天寺二丁目
- * 中央町一丁目、中央町二丁目
- * 碑文谷五丁目、碑文谷六丁目
- * 鷹番一丁目、鷹番二丁目、鷹番三丁目

(4) 校名

統合新校の校名は区民から公募し、応募のあった校名候補の中から校名選定委員会(仮称)が選定し、その選定結果を踏まえて定めます。

校名を定めるにあたっては、区民の皆さんに中学校統合に対する一層の関心と、統合新校への親しみを持っていただくために、公募をします。

(5) 校章・校旗など

統合新校の校章、校旗及び校歌については、平成18年4月1日の開校時まで定めます。

校章・校旗・校歌は、学校の象徴として生徒の皆さんらの一体感を高める役割を持つものとして、各校が独自に定めているものです。統合新校の校章・校旗・校歌については、校名の決定後、3校が主体となって速やかに検討に入ります。

併せて、3校では、標準服についても検討を進めていきます。検討にあたっては、標準服の持つ教育的意味合いや、保護者のかたがたの経済的負担等の観点から進めていきます。

(6) 3校の歴史的な資料の保存

3校の歴史的な資料の保存については、今後、3校が主体となって検討を進めていきます。

統合新校の学校づくりにあたっては、3校の伝統や校風などを踏まえながら進めていくこととしていることから、歴史的な資料の保存は必要です。

検討にあたっては、卒業生など関係者のかたがたの声を十分に聴いてまいります。

3 統合の推進体制と今後のスケジュール * * * * *

(1) 統合の推進体制

平成16年度～19年度の4カ年は、18年度の統合新校の開校と、20年度の新校舎での授業開始に向けて、ソフトとハードの両面からの具体的な準備と実施の期間となります。そこで、新校の教育計画及び施設計画の検討を進めるために、学校、保護者、地域及び教育委員会で構成する統合新校開設準備委員会を設置し、新校で展開する教育の枠組みを検討するとともに、新校舎建築の基本構想等の策定に向けた取り組みを進めていきます。

委員会では、保護者のかたがたなどのご意見を広くお聴きしながら、新校の学校像や教育理念をまとめます。さらに具体的な教育計画及び施設計画に関する検討については、委員会に置く二つの専門部会（教育計画部会及び施設計画部会）において進めていきます。

なお、平成15年度に設置した統合新校設置推進協議会については存続し、今後、統合新校開設準備委員会が統合に向けた準備を進めていく中で、適宜、協議会へ報告をしたり、協議会に協議をいただいたりすることとしています。

ア 教育計画部会における検討

学校及び教育委員会で構成する教育計画部会において、平成18年度に開校する統合新校の教育計画の検討及び作成を進めます。

併せて、平成16年度・17年度の移行期間における第二・第五・第六中学校の教育計画の調整及び実施の推進に取り組みます。

また、3校の閉校に向けての準備及び運営について検討を行っていきます。

イ 施設計画部会における検討

学校及び教育委員会で構成する施設計画部会において、現在の第五中学校の場所における新校舎建築に向けて、新校舎の基本構想・基本設計・実施設計の策定に向けた調査・検討を行います。

新校舎建築にあたっては、今後、区立中学校への進学率の向上を図っていくことなども考え合わせて、統合新校の学級数・生徒数の推計を行っていきます。

(2) 今後のスケジュール

整備方針に基づいて、平成18年4月の統合新校の開校と20年4月の新校舎での授業開始に向け、次の表（P6～P7）のスケジュールに沿って、学校、保護者、地域及び教育委員会が連携して準備を進めていきます。

年度	全般的な事項		
		教育計画等に関する事項	施設計画等に関する事項
平成 16	<p>○整備方針の確定</p> <p>○統合新校開設準備委員会の設置 学校、保護者、地域及び教育委員会で構成する開設準備委員会を設置し、新校の教育計画及び施設計画の検討を進めます。</p> <p>○校名の決定 全区的に校名を公募して、応募のあった校名候補の中から、校名選定委員会（仮称）が選定し、その選定結果を受けて定めます。</p> <p>○条例の改正 校名の決定後、区立学校設置条例の改正に向けて準備を進めます。統合新校の校名・設置時期・設置場所を条例上、明確にします。</p> <p>○校章・校旗・校歌の検討開始 校名の決定後、校章・校旗・校歌の検討に入ります。</p>	<p>○統合新校の教育計画の検討開始 統合新校開設準備委員会に教育計画部会を設置し、統合新校の教育計画について専門的な検討を行います。</p> <p>○3校の合同授業などの実施 総合的な学習の時間等における合同授業や合同部活を推進するほか、移動教室の合同実施、運動会・文化祭・学習発表会といった各校の学校行事への相互参加、生徒会や学年委員会の交流などを順次実施していきます。</p>	<p>○新校舎建築のための基本構想・基本設計の策定 統合新校開設準備委員会に施設計画部会を設置し、新校舎建築の基本構想について検討します。基本構想を策定次第、基本設計の策定に着手します。</p>

年度	全般的な事項		
		教育計画等に関する事項	施設計画等に関する事項
平成 17	<p>○校章・校旗・校歌の決定 校章・校旗・校歌を平成18年度の開校時まで に定めます。</p> <p>○3校の閉校 平成18年3月31日 に第二・第五・第六中 学校の3校を閉校しま す。</p>	<p>○統合新校の教育計画の 策定 前年度から検討を進め てきた統合新校の教育計 画をまとめます。</p>	<p>○新校舎建築のための実 施設計の策定 新校舎建築の基本構想 及び基本設計に基づき、 実施設計を策定します。</p> <p>○第六中学校校舎の改修 平成18年度・19年 度に統合新校の校舎とし て使用する第六中学校の 校舎に必要な改修をしま す。改修工事は、夏休み 期間中に実施する予定で す。</p>
平成 18	<p>○統合新校の開校 4月1日に、現在の第 六中学校の場所に統合新 校を開校します。</p>	<p>○統合新校の教育計画の 実施 統合新校の教育計画に 基づいて、授業などを実 施します。</p>	<p>○新校舎建築工事の実施 現在の第五中学校の場 所で新校舎建築の基本構 想・基本設計・実施設計 に基づき、工事を行いま す。</p>
平成 19	<p>○新校舎への移転準備 平成20年4月の新校 舎での授業開始に向けて 移転準備を進めます。</p>		<p>○新校舎の完成 現在の第五中学校の場 所に新校舎が完成しま す。</p>
平成 20	<p>○新校舎での授業開始 4月に、現在の第五中 学校の場所に移転し、新 校舎での授業を開始しま す。</p>		

4 統合に伴う諸課題への対応 * * * * *

(1) 基本的な考え方

第二・第五・第六中学校の統合を進めるにあたって何よりも大切なことは、平成18年3月までの統合前の期間、18年4月からの統合後の期間、さらに統合後の20年4月に新校舎で授業を開始してからの期間を通じて、生徒の皆さんに安心して実りある中学校生活を送ってもらうことです。そのために、教育委員会では最大限の対応をしていきます。

(2) 具体的な対応策

平成16年度の3校への入学者数について見ると、第二中学校は極めて少人数であり、第五中学校は2学級を維持しましたが、第六中学校は単学級になるという状況でした。このような状況を踏まえ、学級・学年・学校が担う集団としての役割を考えながら、3校を選択していただいた新入生及び在校生の皆さんの学校生活への期待にこたえるために、さまざまな取り組みをしていきます。

〈平成18年3月までの統合前の期間〉

- 次のような取組みを順次実施し、生徒数の減少に伴うマイナス面を補うとともに、早い時期から3校の生徒間の交流を深めることで、統合の円滑な実施につなげていきます。
 - * 合同部活の推進
 - * 移動教室の合同実施
 - * 運動会・文化祭・学習発表会などの各校の学校行事への相互参加
 - * 生徒会や学年委員会の交流
 - * 総合的な学習の時間等における合同授業
- 学級数の減があった場合にも、十分な教員配置に努めていきます。
- 1学級の生徒数が極めて少人数になった場合には、教員の生徒へのかかわり方に工夫をしながら授業を進め、特定の科目については必要に応じて他学年と合同で行うなどの対応をしていきます。
- 統合新校の特色となるような学習活動について検討を進め、可能なものがあれば統合前の段階から実施して3校の魅力を高め、生徒数の確保を図っていきます。

〈平成18年4月からの統合後の期間〉

- 統合前の期間から引き続き、統合に伴う生徒の皆さんの心身の負担を考慮し、スクールカウンセラーを活用して心のケアに努めていきます。
- 現在の第六中学校の場所に統合新校を置く期間の通学方法への配慮に関しては、バスの運行なども視野に入れながら検討していきます。

◇問い合わせ先◇

目黒区教育委員会事務局 学校統合推進課

目黒区上目黒2-19-15

TEL 5722-9408 FAX 5722-9333

Eメール gakumu01@city.meguro.tokyo.jp

第二・第五・第六中学校の統合による新中学校

目黒中央中学校 教育計画・施設計画・骨子

このたび、教育委員会では、平成18年度に開校する目黒中央中学校の教育計画及び平成20年度に移転する新校舎の施設計画について、骨子をまとめましたので、お知らせいたします。

計画骨子を策定するにあたっては、新中学校の開設準備委員会において、保護者アンケートなどを実施しながら検討を進めてまいりました。

今後、この「目黒中央中学校 教育計画・施設計画骨子」に基づき、さらに具体的な計画づくりを進めてまいりますので、計画内容に関するご意見等がございましたら、下記までお寄せください。

＜ご意見等の送り先＞

T 153-8573 目黒区上目黒 2-19-15

目黒区教育委員会事務局 学校統合推進課

T E L 5722-9408

F A X 5722-9333

Eメール gakumu01@city.meguro.tokyo.jp

目黒中央中学校の基本的事項

- 1 設置時期 平成18年4月1日
- 2 位置 目黒区中央町二丁目3番5号（現在の第六中学校の位置）
なお、平成20年4月に、現在の第五中学校の場所に建築される新校舎に移転します。
- 3 通学区域 現在の第二中学校、第五中学校、及び第六中学校の通学区域を合わせた区域で、中目黒小学校、上目黒小学校、油面小学校（一部）、五本小学校及び鷹番小学校の通学区域が含まれます。
- 4 学校規模 学級数で12学級以上、生徒数で400人を超える学校規模

I 目黒中央中学校の教育計画骨子

目指す学校像

望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指す

- 生徒の誰もが楽しく学び、一人ひとりの生徒に応じた多様な授業展開によって、確かな学力と生きる力をはぐくむことができる魅力ある学校
- 生徒たちと教職員が、豊かな人間関係の中で、ともに生き生きと活動できる活力にあふれる学校
- 地域に開かれ、家庭や地域との多岐にわたる連携・協力を推進し、生徒・保護者・地域から信頼される学校

育てたい生徒像

- 基礎・基本を確実に身に付け、教養をさらに高めていく生徒
- 倫理観、正義感、思いやりの心や社会における基本的なルールを身に付けた生徒
- 自己理解に努め、自らの生き方を自己決定できる生徒
- 生徒同士が互いのよさを認め合い、切磋琢磨しながら自らを向上させていく生徒
- 進んで心身を鍛える生徒
- 情報活用能力を高め、積極的に課題解決できる生徒
- 学校・地域文化を愛し、社会や公共の福祉のために積極的に貢献する生徒

展開する教育の基本理念 『自立と共生』

国際社会が進展する21世紀の担い手として、たくましく生きる力を培い、互いのよさを尊重し合い、進んで社会に貢献できる人間の育成

教育課程編成の基本方針

確かな学力の向上・定着

- 基礎・基本の徹底
- 個に応じた指導の充実
- 指導形態、指導方法の工夫
- 英語教育、情報教育の充実

社会性と国際性の育成

- 自立意識を高め、人間関係を深める特別活動の重視
- キャリア教育の視点を踏まえた進路指導の充実
- 国際理解教育の推進
- 環境教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 社会体験の充実

心と体の健康

- 規範意識の向上、而性(じゆんせい)の育成、基本的生活習慣の重視
- 豊かな情操の涵養と体力向上の奨励
- 教育相談機能の充実

基本的な仕組み

- 少人数指導、習熟度別指導等、多様な指導法が可能
な教室・スペース構成
- 図書館、コンピュータ室、視聴覚室などを統合したラーニングセンターの設置(平成20年度新校舎を想定)
- 教育機材の充実・校内LANの整備
- 学習・教育相談室の設置
- 特別支援教育に対応するスペースの構成
- 地域・保護者に関わられた交流スペースの構成
- 地域・保護者への学校公開・評価の推進

学習指導・生活指導の重点

- 教科教室を活用した学習指導の充実
- 学習指導員等加配教員を活用した多様な指導の展開
- 個性を伸ばす補充・発展学習の拡充
- 英会話学習のための学習指導の促進
- 生徒自らが創造する生徒会活動、学校行事の実施
- 移動教室、職場体験の実施内容・実施日数の拡充
- 学習相談、教育相談の充実
- 地域ボランティア活動等、地域とともに進める体験活動の実施
- 小学校・高等学校等、他校種との連携の推進

II 目黒中央中学校の施設計画骨子

目黒中央中学校の新校舎建築にあたっては、教育計画骨子を基に以下を計画方針とし、今後の計画づくりを行う。

1 確かな学力の定着と向上を目指した学習環境の整備

(1) 多様な学習形態に対応可能な学習空間の整備
一人ひとりの生徒に合わせた学習を重視し、少人数指導、習熟度別指導など多様な学習集団の編成に対応した多様な学習スペースの構成を可能とする計画とする。

(2) 情報の中心となるラーニングセンターの整備

学習の各場面において今後とも情報の収集・加工・活用が重要である。生徒や教師が知識や情報を得たいときに気軽に得ることができるように、コンピュータを使用でき、図書館機能をもち、かつ自主的に学習できるスペースを準備し、学校全体の情報の中心となる場所としてラーニングセンターを整備する。これを学校施設の中心に配置することで学校生活の中心ともなる位置づけとする。

(3) 授業の充実のための教科教室の整備

生徒の主体性を培い、自立を促すとともに、授業の充実を図ることを目指し、教科教室を活用した授業を展開することが可能な教室の整備をする。

2 豊かな人間関係を築いた学校づくりを目指した生活環境の整備

(1) 生徒同士や生徒と教職員が豊かな人間関係を築く場所の整備
子供たちが人生の中で最も多感な時期を過ごす中学校は、教科を学習するばかりでなく、人間性を高める場でもある。生徒同士や教職員との交流の場を設け、豊かな人間関係の中で切磋琢磨する場所として整備する。

(2) 快適で楽しい生活環境の整備

1日のうちの大半を学校で過ごす生徒にとって豊かさを感じられる生活空間としての視点が重要である。トイレや休息、交流、給食、更衣などの生活のための空間をゆとりがあり、快適で楽しい場所として整備する。

(3) 生徒の安全対策を重視した整備

地震、火災などに対する安全対策を施すとともに、現在大きな問題となっている不審者対策を講じ、安心して学校生活を送れる学校施設を整備する。

3 地域に開かれた、家庭や地域との連携、協力を促進する施設の整備

学校施設は地域の共有財産であるとの認識のもと保護者や地域の人々に開放するとともに、保護者、地域の人々、学校が連携・協力して生徒を育てるとの考えに立って、連携・協力のスペースを確保する。

4 環境を調養した施設の整備

これからの学校施設を考えると、様々な面から環境に対する配慮は欠かせない。施設整備においても環境への負荷を減らす視点と環境教育の実践の場となる視点を重視した整備を行う。

5 地域の防災対策の拠点となる施設の整備

学校は、災害時の地域の拠点避難所として、生徒・保護者ばかりでなく、地域の人々からも大きな役割を担うことを期待されている。新しい学校施設は、こうした役割を果たしていくために十分な防災対策を講じた整備を行う。

◎ 新校舎の計画条件

(1) 建設場所
目黒区中町二丁目37番38号
(目黒区中町2-1250番地1)

(2) 敷地面積
10,656㎡ (施設台帳)

(3) 都市計画制限
第一種低層住居専用地域
建ぺい率 60%
容積率 150%
高度地区 第一種高度地区
防火地域 準防火地域
日影規制 4時間、2.5時間

(4) 想定普通教室数
15教室
特別支援教室(仮称)2教室

(5) 計画面積 (ただしプール・格技室棟は残す。)
延べ面積 9,000㎡程度
・ 校舎 6,569㎡ (国庫補助基準)
・ 屋内運動場 1,138㎡ (国庫補助基準)
・ プール・格技室棟 1,100㎡
屋外運動場 6,000㎡程度

(6) 工事期間
平成18年度、平成19年度

目黒中央中学校の位置

